

入札説明書

海上自衛隊航空補給処の「倉庫谷とい補修」に係る入札公告（建設工事、板金工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年6月13日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 海上自衛隊航空補給処管理部長 福田 理

〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地

3 工事概要

(1) 工事名 倉庫谷とい補修

(2) 工事場所 航空補給処

(3) 工事内容及び工事範囲 別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期 令和7年11月14日（金）まで

(5) 使用する主要な資機材 別冊図面及び仕様書のとおり。

(6) その他

ア 本工事は、資料提出及び入札等を紙入札方式により行う工事である。

(ア) 受付窓口 〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地

海上自衛隊航空補給処管理部契約課

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

イ 代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札及び契約心得による。

ウ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」又は「板金工事」で級別の格付けを受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

(3) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級が資格審査結果通知書の記載の等級D等級以上、又は「板金工事」に係る等級が資格審査結果通知書の記載の等級C等級以上であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと

(5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「板金工事」を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。（成績評定を行っている場合のみ。）

また、当該実績が他発注機関の工事である場合も同様とする。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第1のとおりである。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該主任技術者は専任とする。

ア 主任技術者は、2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又

は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる（原則 2 件程度）。

イ 平成 22 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。（成績評定を行っている場合のみ。）

また、当該実績が他発注機関の工事である場合も同様とする。

ウ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第 150 号。28.3.31（以下「指名停止措置要領」という。））に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 北関東防衛局が発注した「建築一般工事」又は「板金工事」のうち、平成 22 年度以降令和 6 年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。（成績評定を行っている場合のみ。）

(10) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (12) 北関東防衛局の管轄区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。また、業務従事者又は親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。

5 担当部局

〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課
TEL 0438-23-2361（内線：5083）担当：小林
FAX 0438-22-6913

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)から(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)から(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

- (ア) 提出期間：令和7年6月13日（金）から令和7年6月30日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。)

(イ) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出すること。

(ウ) 提出場所：5に同じ。

(2) 申請書は、標準競争参加資格確認申請書作成要領の別紙様式第1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの実績及びイの経験については、平成22年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものだけに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」（別紙様式第2）及び「配置予定の技術者」（別紙様式第3）に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙様式第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

記載様式は別紙様式第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）した後、辞退を行う場合は、速やかに書面により入札辞退届を提出すること。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことが

ある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙様式第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は申請時に提出された返信用封筒により令和7年7月10日（木）までに、通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求められることができる。

ア 提出期限：令和7年7月16日（水）午後5時15分まで

イ 提出場所：5に同じ。

ウ 提出方法：書面（様式は自由）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和7年7月22日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間：令和7年6月13日（金）から令和7年7月30日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、持参する場合は正午から午後1時までの間を除く。

イ 提出場所：5に同じ。

ウ 提出方法：書面（様式は自由）により持参又は郵送等によることとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ア 期間：令和7年6月13日（金）から令和7年8月4日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。
- イ 場所：5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、紙入札方式により持参又は郵送等により提出すること。
- (2) 入札書の提出期間、提出場所等
 - (ア) 提出期限：令和7年8月4日（月） 正午まで
 - (イ) 提出場所：5に同じ。
 - (ウ) 提出方法：入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等（書留郵便に限る。）により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行代理店 千葉銀行木更津支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 海上自衛隊航空補給処）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 海上自衛隊航空補給処）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を持参又は郵送等（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した工事仕様書に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経

費、一般管理費等)を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した工事仕様書に対応する摘要(土木工事にあつては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名を必ず押印する。並びに発注者名と工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

(ア) 提出期間：9(2)アに同じ。

(イ) 提出方法：9(2)ウを参照。

(ウ) 提出場所：5に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：令和7年8月7日(木) 午前11時00分

イ 開札場所：海上自衛隊航空補給処第1入札室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) 開札に立ち会わない場合で、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4に掲げる資格のない者のした入札

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定技術者

病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

17 契約書作成の要否 要

18 火災保険付保の要否 要

19 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間：令和7年7月22日（火）から令和7年7月31日（木）まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、5に同じ。

20 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

21 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

別表第 1

工事成績相互利用登録発注機関及び工事成績評定相互利用対象工事

(1) 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 23 年 4 月 1 日以降に完成した工事
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 21 年 4 月 1 日以降に完成した工事
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 19 年 7 月 1 日以降に発注手続を行う工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 24 年 4 月 1 日以降に完成した工事
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課	契約競争に 関係する 全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 22 年 4 月 1 日以降に公告する工事
	内閣総務官室 (会計担当)	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事
警察庁	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	全ての工事	契約額 500 万円を超える工事	平成 21 年 8 月 1 日以降に契約した工事
	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、 皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察 学校、北海道警察情報通信部及び東京都警 察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る 工事のうち支出負担行為担当官が発注する もの	全ての工事	契約額 500 万円を超える工事	平成 22 年 4 月 1 日以降に契約した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局	全ての工事	請負代金の総額（当初工事、変更工事及び追加工事の請負代金額を合算した額。以下同じ。）が4,500万円以上の建築一式工事又は請負代金の総額が1,500万円以上のその他工事	平成22年4月1日から平成24年3月31日までに完成した工事
外務省	大臣官房会計課	国内において工事を行うこととなる工事（電気、水道、電話工事又は修繕等は除く）	請負代金の総額が500万円以上の工事	平成24年4月1日以降に完成した工事
文部科学省	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、文化庁、スポーツ庁 国立大学法人等（別添参照）	全ての工事（電気、水道、上下水道等の負担金に係る部分を除く）	契約額500万円以上の工事 別添に記載がある場合を除き、原則請負金額が500万円を超える工事	平成21年4月1日以降に完成した工事 平成20年4月1日以降に契約する工事 別添参照
厚生労働省	厚生労働省	建築工事、建築設備工事その他事業に付随する工事	契約金額500万円を超える工事	平成20年4月1日以降に発注した工事
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） " " 予算課（H27.10.1～）	全ての工事	契約額250万円以上の工事	平成19年4月1日以降に完成した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
国土交通省	大臣官庁官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道開発局営繕部	全ての工事	請負金額が500万円を超える工事	平成19年4月1日以降に完成した工事
	航空局空港技術課(旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築室(旧土木建築課を含む。)、及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)	全ての工事	契約額500万円以上の工事	平成19年4月1日以降に完成した工事(平成19年4月1日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く)
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限り)	建築工事、電気設備工事、機械設備工事	請負金額が500万円を超える工事	平成20年4月1日以降に発注する工事
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。)、及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設支局を含む。)	建築工事、設備工事、通信工事	最終請負代金額が150万円以上の工事	平成19年8月1日以降に完成した工事
	本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁			平成28年4月1日以降に完成した工事

(2) 全国営繕主管課長会議構成員

都道府県 政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
石川県	石川県土木部営繕課	全ての工事	契約額1億円以上の工事	平成19年7月1日から平成23年3月31日までに完成した工事

<別添>

国立大学法人等

法人類型	法人名称・発注機関等（工事規模）	時期	
国立大学 法人	東北大学（請負代金額2,000万円を超える工事）	平成20年4月1日以降 に契約した工事	
	弘前大学（請負代金額1,000万円を超える工事）		
	上記以外の国立大学法人		
大学共同 利用機関 法人	人間文化研究機構 本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所 国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館		
	自然科学研究機構 本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター		
	高エネルギー加速器研究機構		
	情報・システム研究機構 本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所		
独立行政 法人等	国立科学博物館		
	国立文化財機構		
	宇宙航空研究開発機構		
	日本スポーツ振興センター		
	日本学生支援機構		
	国立高等専門学校機構 全ての国立高等専門学校		
	大学改革支援・学位授与機構		
	科学技術振興機構 （請負金額が5,000万円を超える競争に付した工事）		平成22年9月1日以降に 完成した工事
	国立青少年教育振興機構		平成22年10月1日以降 に完成した工事
	日本芸術文化振興会		平成23年4月1日以降に 契約する工事
日本原子力研究開発機構	平成24年10月1日以降 に完成した工事		

1 未提出であると認められる 場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
2 記載すべき事項が欠けて いる場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りが ある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合